ファイナンス・リースの借手である少額短期保険相互会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第４項の規定に従い記載すること。

⑻～⑾　［略］

２　［略］

３　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。

４　［略］

［３～６　略］

別紙様式第16号の20（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

第１　［略］

第２　連結財務諸表

１　［略］

２　連結貸借対照表

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［略］		［略］	
有形固定資産			
［略］			
使用権資産			
［略］			

⑺～⑽　［同左］

２　［同左］

３　「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の５を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の１を超える場合は科目を設けて記載する。

４　［同左］

［３～６　同左］

別紙様式第16号の20（第211条の36第４項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　年　月　日から
　年　月　日まで）連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官（財務（支）局長）　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１・第２　同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

第１　［同左］

第２　［同左］

１　［同左］

２　［同左］

年度（　年　月　日現在）連結貸借対照表

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
［同左］		［同左］	
有形固定資産			
［同左］			
リース資産			
［同左］			